

議案第58号

**東近江市福祉医療費助成条例及び東近江市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について**

東近江市福祉医療費助成条例及び東近江市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市福祉医療費助成条例及び東近江市老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

(東近江市福祉医療費助成条例の一部改正)

**第1条** 東近江市福祉医療費助成条例(平成17年東近江市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から75歳に達する日までの間にある者

第3条第2項第1号中「並びに」を「及び」に改め、同項第2号ア中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同号イ中「第67条第1項」の次に「第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」を加える。

第8条第4項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者に該当する者(第2条第2号オ及びカに該当する者を除く。)が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からとする。

(東近江市老人福祉医療費助成条例の一部改正)

**第2条** 東近江市老人福祉医療費助成条例(平成17年東近江市条例第155号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から75歳に達する日までの間にある者

第3条第1項第1号中「第74条第1項第2号」の次に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同項第2号中「第67条第1項」の次に「第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」を加える。

第8条第1項中「次項」の次に「から第4項まで」を加え、同条第2項中「助成対象」を「助成対象者」に改め、「おいて」の次に「滋賀県外から」を加え、同条に次の2項を加える。

3 助成対象者に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。

- 4 助成対象者に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市の区域内に居住することとなった者であり、かつ、その者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

#### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正等に伴い、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。